

令和 3 年 10 月 22 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

「令和 3 年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 委託事業名 令和 3 年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業
(台湾・香港市場)

2 業務委託期間 契約締結日～令和 4 年 3 月 10 日（木）

3 主な業務委託内容

- (1) 旅行系インフルエンサーによる情報発信
- (2) 訪日オンラインメディアでの情報発信
- (3) Facebookにある訪日コミュニティグループでの情報配信
- (4) ユーザー参加型キャンペーンの実施

4 事業費 12,800,000 円（消費税込み）

5 今後のスケジュール（予定）

10 月 22 日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
10 月 29 日（金）	企画提案参加表明
11 月 16 日（火）	企画提案の受付・受領
11 月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
11 月下旬	契約締結・業務開始

6 その他

- (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より 3 営業日（11 月 4 日（木））後の 15 時までメールでのみ受け付けます。（本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。）
- (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構
海外誘客部担当：坂口 TEL：011-231-6736
E-Mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和３年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」

に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客が訪日、来道出来ない状況が続いている。現地にてプロモーションすることが出来ない中、将来の訪日再開に備えて、デジタルメディアを活用したプロモーションの重要性が高まっている。

新型コロナウイルス感染症拡大前において、台湾・香港からの観光客は外国人来道者数の約３割を占めていた。訪日意欲が高く、新型コロナウイルス感染症が縮小した台湾・香港市場の観光客は、訪日の早期再開が考えられることから、ポストコロナの海外旅行先として「北海道」が選択されるための取り組みを強化する必要がある。

そこで、台湾・香港観光客のキラコンテンツである美しい「雪」や雄大な「自然」、豊かな「食」、多彩な「体験」や「文化」など、北海道が誇る唯一無二の冬の魅力をはじめ、各観光・宿泊施設や飲食店等の「安心・安全対策」などについて配信することで、訪日再開後の来道意欲を喚起し、誘客の更なる拡大につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限）

12,800,000 円（消費税込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和4年3月10日（木）

(1) 業務スケジュール：

10月22日（金）	公示・観光機構 HP に掲載
10月29日（金）	企画提案参加表明
11月16日（火）	企画提案の受付・受領
11月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
11月下旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和4年3月10日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

以下（1）、（2）、（3）、（4）の四事業を実施し、共通の条件は以下のとおりとする。

【共通事項】

- ・ターゲット：訪日リピーター層、且つ中～高収入者層
- ・実施時期：令和3年12月～令和4年2月
- ・活用するデジタルメディア：
SNS（FACEBOOK、INSTAGRAM 等）、動画サイト（YouTube 等）、訪日オンラインメディア
- ・情報発信時の使用言語は台湾市場が台湾繁体字、香港市場が香港繁体字とする。
- ・台湾市場に重点をおくこと。

(1) 旅行系インフルエンサーによる北海道観光情報発信

日本在住の台湾人インフルエンサー2名、香港人インフルエンサー1名以上を招聘し、北海道の冬の魅力を発信する。

① インフルエンサーの選定について

- ・ インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・ インフルエンサーについて、道内在住、道外在住をそれぞれ一人以上提案すること。
- ・ 提案したインフルエンサーについて、フォロワー数や、強みを持つ媒体、投稿の平均リーチ数、エンゲージメント数などを明記すること。フォロワー数が30,000人以上であることを条件とする。
- ・ インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

② 招聘時の取材コースについて

- ・ 招聘回数が2回以上、滞在が各回・コース4泊5日以上とすること。
- ・ 取材コースは、台湾香港市場に対しての人気スポットや、北海道の新たな魅

力、アウトドア体験等コロナが終息した後に想定されるコンテンツを組み合わせたものとする。

- ・取材招聘のスケジュール等を提案すること。
- ・冬の取材は、天気に左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成する。
- ・取材コースには優れた感染予防対策を取っている宿泊施設を選定する。
- ・取材は新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意した上で実施し、取材先等から指示があった場合はそれに従うこと。

③ 発信について

- ・記事配信、動画配信、ライブ配信等を組み合わせたものとする。
- ・配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。各インフルエンサーの配信内容が重複しないよう配慮すること。
- ・配信内容について、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・優れた感染予防対策を取っている宿泊施設や、観光施設の「安心・安全対策」等の情報発信を必ず入れること。

(2) 訪日オンラインメディアでの情報発信

台湾、香港人が旅行先を検討する際に利用する情報発信元となる訪日オンラインメディア（ウェブサイト、SNS等）をリサーチし、北海道観光情報を配信する。

① オンラインメディアの選定について

- ・台湾メディア2社、香港メディア1社以上を提案する。
- ・提案したメディアの詳細データ（ユーザー数、ユーザー男女別、国別、年齢層、PV数など）を明記すること。
- ・メディア選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

② 掲載記事について

- ・掲載予定記事のテーマ、本数、ボリューム等について、可能な限り明確に提案すること。
- ・桜の記事を必須として入れること。
- ・記事内容について、協議の上、決定すること。
- ・記事の掲載にあたっては、投稿した記事が最低でも1年以上掲載されるよう調整すること（永続的な掲載が望ましい）。
- ・記事作成について、受託事業者が情報収集、画像収集、記事作成、掲載を行う。
- ・掲載記事について、受託事業者がネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とする。

③ 記事拡散について

- ・配信した記事のPV数を拡大するための拡散施策を実施する。
- ・拡散方法を明示すること。

(3) Facebookにある訪日コミュニティグループでの情報配信

① 訪日コミュニティグループを3つ以上選定する。

例：日本自助旅游中毒者社团版

<https://www.facebook.com/groups/jptraveladdicted>

- ② 配信回数、内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- (4) ユーザー参加型キャンペーンの実施
 - ① ユーザーの来道意欲を喚起し、ポストコロナ時代における北海道旅行に関する市場ニーズの変化や、北海道旅行に対する意識等、今後のプロモーションの指標となる調査を目的として、ユーザー参加型キャンペーンを実施する。
 - ② 多くのユーザーが参画するための施策を提案すること。
- (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。
- (6) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。
 - ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標（記事配信のリーチ数やPV数、ライブ配信、動画配信の再生数、キャンペーン参加ユーザー数等）を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
 - ② 令和3年度事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。報告書：紙媒体（A4 版）2 部
- (7) 権利関係の整理
 - ① 作成した記事は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
 - ② 上記記事を USB メモリに格納し、提出すること。
- 8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

 - (1) 表明期限：令和 3 年 10 月 29 日（金） 午後 3 時
 - (2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：坂口）E-mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp
 - (3) 表明方法 E メールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。
- 9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

 - (1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A 4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。
 - (2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去 2 年分を記載すること。
 - (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版／両面、50ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：坂口） 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和3年11月16日（火） **午後3時 ※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め3名までとします。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和3年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑩

構成員 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑩

構成員 (所在地)
 (名 称)
 (代表者) ⑩